

第9回安曇野市景観審議会 会議概要

- 1 審議会名 第9回安曇野市景観審議会
- 2 日 時 平成23年3月17日(木) 午後2時から午後4時
- 3 会 場 安曇野市豊科総合支所第2会議室
- 4 出席者 藤居委員、場々委員、岡江委員、森島委員、石田委員、田中委員、川井委員、佐藤委員、古川委員、樫井委員、宮崎委員
- 5 市側出席者 都市建設部：久保田部長 建築住宅課：浅川課長、井口係長、中嶋主査
- 6 公開・非公開の別 公開
- 7 傍聴人 0人 記者 0人
- 8 会議概要作成年月日 平成23年3月28日

協 議 事 項 等

I. 次第

1. 開 会
2. あいさつ
3. 協議事項
 - ① 前回意見の確認及び経過報告
 - ② 景観づくりガイドライン案について
 - ③ 景観づくりガイドライン住宅版案について
4. 今後のスケジュール等
5. 閉 会

審議会議事8

審議会資料21改2

審議会資料27改

審議会資料28

II. 提示資料

- 審議会議事8 第8回景観審議会議事要録(意見整理)
- 審議会資料21改2 安曇野市景観づくりガイドライン(案)
- 審議会資料27改 安曇野市景観づくりガイドライン住宅版(案)
- 審議会資料28 次年度のスケジュール

III. 意見整理及び意見対応

頂いたご意見のポイント及びその対応を以下に整理しました。

ポイント

・頂いたご意見の

→意見への対応

1. 景観づくりガイドライン(案)に関するご意見

エリア区分の順序、表紙の修正

- ・ 景観計画に記述のある「安曇野の景観は先人達がつくり上げ、育ててきたものである」ということをガイドラインでも伝えなければならない。読み手に意図が伝わるよう、3ページなどに記載のあるエリア区分の表示順をまちなかエリアではなく、田園エリアを最初にしてはどうか。
- ・ エリアが横並びであっても、縦並びであっても、田園エリアは中心となっている。作業負担も考慮し、順番を入れ替える必要はないのではないか。
- ・ 表紙を変更し、田園エリアの写真が中央になるようにすることで、歴史的財産が中央にあるという意図を伝えられるのではないか。

→景観計画との整合を図るために、エリア区分の順番に関してはこれまで通りとさせていただきます

す。

表紙に関しては、安曇野の田園風景が全面に出るよう、写真を改めました。

①ページ ガイドラインの見直し

・景観計画やガイドラインなどの運用が開始されてから出てくる改善案や意見をどのようにフォローするのか。

→景観計画は5年を目処に見直しを行いますので、それに合わせて見直しを行うことを追記しました。

景観づくりガイドラインは議決の必要はありませんので、運用を開始してからも随時内容を見直し、よりよい内容として参ります。

意見の受付窓口

・意見の受付窓口がどこになるかということが書いていないので、意見に対する情報窓口を表紙裏などに記載しておいた方がよい。

→奥付として建築住宅課の窓口の連絡先を追記しました。

②ページ 項目タイトルの整合

・各項目のタイトルが合っていないので、もう一度確認して頂きたい。

→表示を確認し、改めました。

26、27ページ 防火性・耐火性のある樹木の表示

・木の種類によって防火機能のある木を推奨木として加えてはどうか。

・樹木を選定する際は写真がある方が分かりやすいと思う。

→防火樹に関しては25ページのコラムに記載がありますが、26、27ページにおいても防火・耐火効果のある樹木が分かるよう、アイコンを追加しました。

2. 景観づくりガイドライン住宅版(案)に関するご意見

1-4) 景観づくりの手続き

・土地利用条例に基づく手続きとの関係が示されているが、豊科地域では線引きが残るため、別制度となる。景観計画もそれに連動するのか。

・豊科の市街化区域内については、景観条例の届出の対象とはならないのか。

→景観条例、景観計画は全市を対象としているため、豊科地域でも届出は必要となります。

1-4) にその旨を追記しました。

3-1) —②規模

・住宅は基本的に高層にならないので、ガイドラインのエリア共通で示す高さの方がふさわしいのではないか。

→住宅版でも、ガイドラインと同じ図を用いて推奨する高さを示しています。

3-1) —③壁面後退

・まちなかエリアに対する壁面後退の記述がない。ガイドライン9ページには文言での配慮事項を記載しているので、それを加えることはできないか。

→まちなかエリアにつきましても、配慮事項を加えました。

3-3) —⑦緑化率

・緑化率の項目の「したがって」という文言はない方がよい。

→ご指摘の文言を削除しました。

3-3) —⑧付帯の設備

・上部のイラストで、「太陽光発電パネルは設置角度と色彩を屋根に合わせる」となっている

が、色彩を合わせることは難しいので文言を削った方がよい。
→ご指摘の文言を削除しました。

4 景観づくりの基準（住宅用チェックシート）

- ・土地利用基本計画で定める高さ、建ぺい率。容積率と、景観計画の数値基準が一覧できるとよい。
- 土地利用基本計画と景観計画は根拠条例が異なる上に、土地利用基本計画の区域分けと景観計画ではエリア分けも異なるため、ここで併記することによって、手続き上かえって混乱を招くおそれがあります。別途、土地利用管理制度を分かりやすく解説するガイドラインを作成しておりますので、土地利用基本計画の基準についてはそちらでご確認をお願いします。

3. 景観づくりガイドラインなどの運用に関するご意見

景観づくりガイドライン住宅版の公表・配付

- ・景観づくりガイドライン住宅版は窓口で配付するのか。
- ガイドライン住宅版に関しては1万部印刷し、説明会や窓口で配付する予定です。景観計画の概要版は全戸配付を行います。
- ・住宅版もホームページでダウンロードできるようにして頂きたい。設計者は地元の人と限らない。
- ホームページで公開します。

住宅施策を行う窓口の連携

- ・今後の住宅施策を見据えて、緑化や省エネ、高齢者問題などについても、一括で担当する窓口があるとよい。景観に限らず、窓口間の調整は少ない方がよい。
- 市民にとってはその方が望ましいが、部局を超えて一つのセクションをつくることは難しい状況です。窓口では知りえる範囲の知識を用いて、総括的な対応をできるだけとりたいと考えております。

隣接自治体との調整

- ・隣接する市町村で別の基準を用いることによるトラブルがない様に、市町村間のコンセンサスづくりが必要。
- 土地利用では、境界部分で大きく基準が異なることのないよう、調整を行っています。長野県の景観条例がベースとなった仕組み・基準を定めていますので、全く異なる方向で景観づくりを行うことはありません。

景観アドバイザーの追加

- ・今後、景観アドバイザーとして他分野の専門家が必要になることも考えられる。その場合の認定方法を検討して頂きたい。
- 今の所はどのような内容が出てくるか分からないが、委員さん方は知識を活用して頂いて、事業者からの相談にのって頂きます。予期しないことに対しては景観審議会で審議を行います。

IV. 議事要録

1. 前回意見の確認及び経過報告

- ・前回審議会の意見対応に対するご意見はありますか。（会長）
- 意見なし

2. 景観づくりガイドライン(案)に関するご意見

- ・読み手に分かりやすいようにレイアウトを変更してはどうか。景観計画に書かれている「安曇野の景観は先人達が作り上げ、育ててきたものである」ということをガイドラインでも伝えなければならない。読み手に意図が伝わるよう、3ページなどに記載のあるエリア区分の表示順をまちなかエリアではなく、田園エリアを最初にしてはどうか。3つのエリアのつながりを考慮し、山麓・山間部エリアー田園エリアーまちなかエリアの順にしてもよい。

山岳エリアは中部山岳国立公園に指定されているため、国の基準で守られているし、田園エリアでは住民協定などの取組みによって景観が維持されている。それと同じようにまちなかエリアでも景観に配慮した住宅をつくって欲しい。

エリア順序の入れ替えについては同様に、7ページ、9ページ、21ページなどでもお願いしたい。(委員)

→景観計画 I-10ページでは「まちなかー田園ー山麓・山間部ー山岳」の順に掲載されている。

ガイドライン8ページ上段の規模・配置の項目では左からまちなかー田園ー山麓・山間部の順に図示している。これらに合わせた方が見やすいのではないか。(事務局)

- ・当初はまちなかエリアが一番初めにあって違和感なかったが、移住者は山や田園風景などの景観にあこがれて来ることが多い。私もサイクリングロードが気に入って移住してきた。

田園風景は住民達がつくりあげてきたものであるということ、田園エリアを最初にもってこくことで、説明無しでも伝えることができるのではないか。最後の審議でこのような意見を言うことは心苦しいが、一意見でありますので、判断は事務局にお任せします。

(委員)

- ・景観計画(案)については、前回の審議会で最終確認を頂きましたが、景観計画では先ほど事務局からも説明があった通り、「まちなか - 田園 - 山麓・山間部 - 山岳」の順に掲載されている。順番を入れ替えて欲しいというご意見はガイドラインに対してのご意見ということではよろしいか。(会長)

- ・前回は最終審議ということで、発言しなかった。今回の審議会で言わなければ自分の意見を言う機会が無くなってしまうので発言した。(委員)

- ・3ページのようにエリアが横並びであっても、縦並びであっても、田園エリアは中心となっている。作業負担も考慮し、順番を入れ替える必要はないのではないか。

表紙を変更し、田園エリアの写真が中央になるようにすることで、歴史的財産が中央にあるという意図を伝えられるのではないか。(委員)

- ・エリアの順番は変えず、表紙の工夫で対応してはどうかとのご意見でしたが、いかがでしょうか。(会長)

- ・エリアの並びに関しては、田園エリアが中央にあるという意味合いでとれば問題ないのではないか。表紙については再考していただきたい。今の表紙は安易すぎる。先ほど配付された安曇野の屋敷林の冊子は安曇野らしさが出ている。(委員)

- ・ガイドラインの内容については、部会などでも検討を重ねたものですので、順番の入れ替えは行わず、表紙などの変更については検討して頂きたい。(会長)

- ・阪神大震災のときに、木の種類によって防火機能があると聞いた。熱や炎に強い木を推奨木として26、27ページに加えてはどうか。(委員)

樹木に延焼防止効果があることは一般に認められている。防火機能をもつ樹木を加えてはどうかというご意見。(会長)

→25ページのコラムに防火樹の例を掲載している。(事務局)

・ 樹木を選定する際は写真がある方が分かりやすいと思う。(委員)

・ 景観計画やガイドラインなどの運用が開始されてから出てくる改善案や意見をどのようにフォローするのか。意見の受付窓口がどこになるかということが書いていないので、意見に対する情報窓口を表紙裏などに記載しておいた方がよい。(委員)

・ 景観計画は法定計画であるため、5年を目処に見直しを図ることとなっているが、ガイドラインについても景観計画の見直しに合わせてその都度見直しを行うという旨を書くということか。(会長)

→意見受付窓口及び見直し期間に関する記述を加えたい。(事務局)

・ 先ほどの防火樹に関するご意見は宜しいでしょうか。(会長)

・ よい(委員)

・ ②ページの各項目のタイトルが異なっているので、もう一度確認して頂きたい。(会長)

→確認し、改めます。(事務局)

・ 他にご意見はありますか。(会長)

→意見なし。

・ 細かな修正点など、お気づきの点がありましたら事務局に伝えて下さい。ガイドラインについては、最終確認とさせていただきます。(会長)

2. 景観づくりガイドライン住宅版(案)に関するご意見

・ 土地利用と景観の基準がまとまった資料がないので分かりにくいと思っていた。住宅版に土地利用基本計画の立地の内容が加えられたことは分かりやすくよい。

住宅版の後ろに景観づくりの基準が記載されているが、文言の基準は実務上ではあまり参考としない。壁面後退距離や高さ、建ぺい率。容積率が一覧できるとよい。(委員)

→表現については、より見やすくなるよう検討する。(事務局)

・ 推奨する規模・高さが示されているが、住宅は基本的に高層にならないので、ガイドラインのエリア共通で示す高さの方がふさわしいのではないかと。整合性を考慮してご検討頂きたい。(委員)

→住宅に特化したものとして、ガイドラインに合わせた記載としたい

景観づくりの配慮事項に、周囲の樹林に高さを合わせるという基準があるが、土地利用基本計画では田園環境区域における一般住宅の高さは10m以下までと規定されている。樹林と同じ高さまでは認めると読まれるかもしれないので、これらの文言についても整合を図りたい。(事務局)

・ 3-3) 付帯の設備の項目の解説図で、「太陽光発電パネルは設置角度と色彩を屋根に合わせる」と書かれているが、色彩を合わせることは難しいので文言を削った方がよい。(委員)

・ 1-4) で土地利用条例の手続きとの関係が示されているが、土地利用条例の運用も4月から開始されるのか。豊科地域では線引きが残るため、別制度となるが、景観計画も連動するのか。(会長)

→土地利用に関しては当分の間は1市2制度となる。豊科の線引きが外れた段階で統一した土地利用制度となる。(事務局)

- ・1-4) 景観条例に基づく届出の手続きの流れは、今のところは豊科以外の地域を対象としていると読んでよいのか。(会長)

→そう。(事務局)

- ・豊科の市街化区域内については、景観条例の届出の対象とはならないのか。(委員)

→届出の対象となる。(事務局)

- ・景観条例及び景観計画は全市を対象としている。土地利用条例は豊科地域は対象とならない。(会長)

→1-4) に豊科地域も届出の対象となる旨を追記したい。(事務局)

- ・3-3) ⑦緑化率の「したがって」という文言はない方がよい。他の項目と表現を合わせた方がよい。(委員)

- ・住宅版に関しては、窓口で必要に応じて配付するということでよろしいか。(会長)

→住宅版に関しては1万部印刷し、説明会や窓口で配付する。景観計画の概要版は全戸配付を行う。(事務局)

- ・住宅版についても、お気づきの点があったら、事務局に意見を寄せて頂いてよろしいか。(会長)

→住宅版は印刷の期限があるので、20日までにご意見は頂きたい。(事務局)

- ・住宅版もホームページでダウンロードできるようにして頂きたい。設計者は地元の人と限らない。(委員)

→ホームページにも掲載する。

- ・今後の住宅施策を見据えて、緑化や省エネ、高齢者問題などについても、一括で担当する窓口があるとよい。景観に限らず、窓口間の調整は少ない方がよい。(委員)

→市民にとってはその方が望ましいが、部局を超えてひとつのセクションをつくること難しい。補助金の仕組みなど、縦割りにせざるを得ない部分もある。知りえる範囲の知識を用いて、総括的な対応をできるだけとりたい。(事務局)

- ・3-1) ③壁面後退の項目に、まちなかエリアに対する記述がない。ガイドライン9ページには文言での配慮事項を記載しているので、それを加えることはできないか。(委員)

→スペースが狭いが、追加する。(事務局)

- ・隣接する市町村で別の基準を用いることによるトラブルがないように、市町村間のコンセンサスづくりが必要。市ではどのように取り組まれているか。(委員)

→土地利用では、境界部分で大きく基準が異なることのないよう、調整を行っている。全く異なる方向で景観づくりを行うことはない。(事務局)

- ・県の都市計画審議会でもよく出る話。県内には景観行政団体になっていない自治体も多く残っているが、県としては各自治体に景観行政団体になってもらいたいと考えている。長野県景観育成条例は最低限の基準であり、各自治体に合った基準をさらに加えることで独自性を出している。隣の市町村と基準が全く異なるということはない。(会長)

- ・景観づくりガイドラインの住宅版の案に関しては、今のご意見に対応して、印刷にまわして頂いてよいのか。何かあったら事務局に連絡して下さい。(会長)

3. 景観アドバイザーに関するご意見

- ・景観アドバイザーはガイドライン検討部会に参加して頂いた委員さんをお願いするということだが、今後必要に応じて他分野の専門家が必要になることも考えられる。その場合の認定方法を検討して頂きたい。(委員)
- 今の所はどのような内容が出てくるか分からないが、委員さん方は知識を活用して頂いて、相談にのって頂く。予期しないことに対しては景観審議会にかける。(事務局)
- ・4名の委員さんにはご苦勞をおかけするが、万が一の場合は審議会で検討して頂くということでもよろしいでしょうか。(会長)
- ・長い期間をかけて検討して頂いた景観計画及び景観づくりガイドラインの運用が4月から開始される。他の自治体と比べても、安曇野市の景観計画は厳しい基準を設けている。これから色々な事があるかもしれないが、皆様また宜しく願いしたい。
以上をもって、本日の審議は終了させて頂く。(会長)